



購買力移転説

その他のタイトル	Buying-Power Transfer Theory
著者	木村 滋
雑誌名	関西大学商學論集
巻	10
号	2
ページ	113-144
発行年	1965-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00021567

購買力移転説

木 村 滋

第一節 序 説

賠償金の支払、資本移動などの貨幣的トランスファーがそれと同額同方向の輸出超過という実物的トランスファーをもって完了する過程を考究するいわゆるトランスファー理論は、貿易不均衡がいかなる過程を経てその均衡を回復するかを論ずる貿易均衡機構論とは本質的に同じものとみなし得る。

ところでこのトランスファー理論あるいは貿易均衡機構論の学説史は、古典学派の物価—正貨流出入機構(Price-Specie Flow Mechanism)から購買力移転説(Buying-Power Transfer Theory)へ、さらにケインズの所得理論的国際均衡論へと進展するが、ここでは購買力移転説を考察する。

購買力移転説とは一言で述べれば、購買力移転↓需要変動↓貿易変動の過程を根幹とする理論であり、付随的には需要変動↓部分価格水準変動↓交易条件変動↓貿易変動の過程を含むが、これはこの理論にとって不可欠の部分ではない。さらにここに言う購買力とはいかに定義されるかと言えば、オリーンは

「"Buying power" またはその同義語たる "purchasing power" という言葉は、一国にかんじて使用されるとき、それは一定期間における総貨幣所得と流動資本のフローとの合計に、(1) この国の居住者が外国で所有する生産要素から生ずる所得、

(2) 新規海外借入れ、(3) 信用膨脹額、を加え、(1) 外国の居住者がこの国で所有する生産要素から生ずる所得、(2) 新規海

外貨付け、(3) 信用収縮額、を減じた金額である。⁽¹⁾
と定義し、またイヴェルセンは

「特定の国にかんして使用されたこの用語(貨幣的購買力)は一定期間において利用可能とされたる貨幣的購買力のフローを示す。……生産は購買力の自然的源泉であるが、しかしそれは銀行の信用政策によって人為的に変更され得る。換言すればそれは、(1) このの居住者によって所有された(これらの生産要素が国内にあると海外にあるとを問わず)生産要素からの総貨幣所得利潤を含む)プラス (2) この期の年賦償還額(amortisation quotas) プラス (3) 純対外借入れ(もしくはマイナス純対外投資) プラス (4) 信用膨脹(もしくはマイナス信用収縮)より構成される。」⁽²⁾
と定義する。

さてわれわれは以下において、まず購買力移転説の先駆者を、次いで古典派的な価格調整機構に沿うケインズと購買力移転説に立つオリーンとの間にドイツ賠償金問題をめぐって展開された有名なケインズ||オリーン論争を回顧し、最後にオリーンと並んでその完成者と目されるイヴェルセンの購買力移転説を考察する。

- (1) B. Ohlin: *Interregional and International Trade* (1933), 1952, P. 378. ここで言う流動資本とは現金・預金等の流動性資金を指すものと解すべきであらう。
- (2) C. Iversen: *International Capital Movements*, 1936, Pp. 454~5 footnote.

第二節 購買力移転説の先駆者⁽¹⁾

購買力移転説の嚆矢はバスタープルの一八八九年の論文である。⁽²⁾彼の思考はJ・S・ミルの一方的支払の調整過程にたいする批判に現われている。ミルの調整過程は、物々交換制の場合には輸出品を以前より安く差し出しこれによって輸出増加、輸入減少をもたらして一方的支払に必要な輸出超過をつくり出す以外に方法なく、この結果は

交易条件を支払国に不利化する。他方貨幣制の場合には、貨幣で行なわれた一方的支払は、支払国の貨幣量の減少と物価の下落、受取国の貨幣量の増加と物価の騰貴をもたらし、これが輸出入に影響し、必要な支払国の輸出超過をつくり出す。この結果もまた交易条件を支払国に不利化する、と言うものであった。³⁾

これにたいしてバスタープは

物々交換制の場合「AがBに穀物一〇万クォーターの債務を負い……Bは一五万クォーターを需要するとすれば、そのうち一〇万クォーターをBは買納の形で受取るであろうから、Bは五万クォーターだけを交換という方法で獲得しなければならない。Bがこの比較的小量をヨリ一層有利な条件で得るであろうことは疑をいれない。その限りにおいてのみミルの所信は実際に正当化される。しかしながら彼は重要な制限を落としている。Bは一〇万クォーターを只で得たのであるから、それがために一層よく買入れることができる。すなわちBの所得額は大となっている。したがってBがヨリ大なる分量、たとえ二〇万クォーターを得ようと欲して、そのうち一〇万クォーターを買入れるかも知れないということは可能である。この需要の増加は交易条件をBに不利ならしめ、その限りにおいてAの蒙る損失を相殺するであろう。」⁴⁾

貨幣制の場合「貨幣量が債権国で増加し債務国で減少すると断定する点においてミルが正しいかどうかも疑わしい。貨幣所得額は疑もなく前者においてヨリ大となるであろう。しかしこの増加額は債務国にたいして有する債権によって得られる輸入品の購入に費されることがある。……そこで追加的貨幣を用いる余地は存しないし、また物価水準は債権国においては債務国におけるよりも高くなるであろうと結論されない。前者の住民はヨリ大なる貨幣所得を有しているから、価格の変化がなくてもヨリ多くを購入し、したがって必要な輸入超過がもたらされるであろう。」⁵⁾

と述べる。つまりバスタープは購買力移転に基づく需要状態の変化、すなわち所得効果に着目したのである。ミルでは交易条件は受取国に有利、支払国に不利となるのにたいして、バスタープでは所得効果のいかに応じて交易条件はいずれの方向にも変化し得るわけである。

バスタープルに次いで購買力移転説の思考を述べたのはニコルソンである。彼は一八九七年の著書において、たとえばイギリスが鉱油の一大発見によって新規輸出が生じたとして、そのために攪乱された貿易収支の均衡が物価—正貨流出入機構によって回復されるとする主張に反論する。新規輸出品は一、二の国に限らず商業世界全体に送られるので外国の一般物価の下落は微々たるものであり、またイギリスに流入した金も銀行準備に繰入れられ流通に無影響たり得べく、物価に直接影響しないかも知れない。新規輸出が一国と爾余の世界の一般物価水準の変動を通じてのみ継続的に可能とされるという考えは『燧豚は大火の連続によってのみ得られる』(roast pig can only be obtained by a continuous series of conflagrations)という原始的素材さを連想させる。むしろ、たとえばロソクから鉱油への消費需要の転換が自国と外国で生じ、外国が他の輸入品に代えて鉱油を輸入するか、国内品に代えて鉱油を輸入するとすれば、前者の場合には消費が変わるだけで貿易額に影響なく、後者の場合にはイギリスの鉱油供給者にトランスファーされた貨幣は、輸入の増加にあてられ鉱油の新規輸出額に見合うか、国内品の消費増加にあてられ、そのために他の輸出品生産から国内品生産への転換が行なわれ、いずれも一般物価に影響することなく貿易の均衡が回復されると述べる。⁶⁾

さらにニコルソンは貢納金支払の場合について、ミルの説は物価の騰貴は通貨量の上の増減によって起こると想定し、銀行や信用についての考慮が払われていないと批判するが、さらにミルのこの単純な仮定のもとでも、与えられた解決は可能ではあるが唯一のもので最もありそうなものでもないとして次のような調整過程を述べる。

「支払国の政府は年々の貢納のために租税を賦課しなければならぬが、それによって人々の消費力はそれだけ減少するのである。……その結果一部分は輸入品にたいする需要が減少し、一部分は余剰国内品が輸出に用いられると想定し得る。他方受取国は——貨幣がその国に送られたならば——それだけ多く支出し得るから、ヨリ多くの輸入品を購入しまたこれまで輸出していた品を

消費するであろう。かくのごとくして貢納に等しい支払国からの輸出超過は一般物価の変動なくして実現し得るのである。しかしながらこの結果をもたらすために貨幣が一国から他国へ実際に送られると仮定する必要はない。最初の送金の場合に政府は手形を買求めるであろう。それと同時に、両国の消費力の変化のため、この追加的需要に見合うに足る手形の過剰が存在するであろう。」このニールソンの調整過程においては、支払国で、受取国宛手形の需要が生ずるときには既に、租税賦課の結果として、消費ならびに生産の転換が行なわれていることが前提されなければならないという若干の時間的無理が感じられよう。

その後二十年を経て、タウシツゲは一九一七年の論文で

「正貨移動が全然行なわれないという可能ではあるが事実は殆んどありそうにない例は、アメリカの借主が彼等の使用し得る貨幣あるいは請求権をイギリスにおいてイギリス品を一度に購入するのに使用する場合である。……かかる場合、イギリスからアメリカへは全く送金は行なわれないであろう。イギリスの財貨は貸付けの直接的結果としてアメリカへ輸出され、外国為替は全く影響を蒙らないであろう。」⁹⁹

と述べるとき、イヴェルセンも指摘するように、貸付国の購買力が貸付相当額だけ借入国にトランスファーされ、それが自動的に貿易差額をもたらす場合を認めているのである。しかしながらかかる場合は稀有であつて、

「多くの場合、外国借入金の一部、普通はその大部分が借入国それ自身における消費に必要とされるであろう。この場合、繰返して言うが、金本位制のもとでは、貸付国から借入国への正貨流出が生じるに相違ない。」¹⁰⁰

として、通常の場合には伝統的な物価—正貨流出入機構が作用することを主張する。

ヴィクセルは一九一八年の覚書で、金本位制のもとで自由貿易を行なっている二国を想定して

(1) 境を接する二国間で運送費を無視し得るとき、同一財の価格の差異、物価水準の差異は存在せず、かかる場合、

「借入の影響は……借入国の購買力の増加、貸付国の購買力の減少を生じ、その結果、ヨリ多量の商品が貸付国から借入国へ移動し、ヨリ少量の商品が借入国から貸付国へ移動する。……これらの貿易状態の変動を促すものは両国の物価の相違に見いだされるのではなく……一方の国における商品需要の増加、他方の国における需要の減少が主として上述の変動を呼び起こすに十分であろう。」⁹²

と述べるとき、明らかに購買力移転説が含意される。また

「借入国の購買力の増加が輸入品よりもむしろ国内品に向けられてもなら異なるところはない。」⁹³

と述べてまさしくタウシツグが問題とした点を全く問題としない態度については、ヴァイナー⁹⁴やイヴェルセン⁹⁵のように、国内品の購入の増加が輸出可能品の減少に導くからという推論を補う必要がある。さらにヴィクセルは、一様な規模で継続的に行なわれる借入れの初期の段階において

「借入国の商品流通の増加は——他の事情にして等しい限り——いくぶんヨリ多量の貨幣を必要とし、その結果貨幣の移動が開始せしめられる。したがってある量の金が貸付国から借入国へ自動的に移動するということがきわめてありそうなことである。……その結果は借入国の物価を騰貴させるのではなくして、通常の水準を維持するにすぎない。」⁹⁶

と述べる。この場合の金移動は商品取引量の増加の結果としての貨幣の取引需要の増加が誘因となっているわけであるが、タウシツグは「貨幣の供給がヨリ大となるのでなければ、ヨリ多くの貨幣がそれらの商品にたいして提供されることはできない」としてヴィクセルを「隠喩的かつ不得要領」と批判する。⁹⁷しかし、リカードの『通貨過剰の原理』⁹⁸はヴィクセルの隠喩さを補うかも知れない。借入国の財の増加・貨幣量不変は貨幣の相対的稀少性を高め、金移動を招くという説明はつく。

(2) 大洋を隔てて存在する二国の場合には、財の価格は運賃と保険料との高さだけ差異を生ずる。いま借入開始前には両方向における運賃・保険料が相等しいとすれば両国の平均物価水準は同じであるが、アメリカのイギリス

からの借入開始後はそうではない。

「イギリスからアメリカへと往路は満載されるが帰路は空もしくは不十分な積荷しか得られない船舶の増加は一方の輸送費を高め他方向の輸送費を低める。……イギリスからアメリカへ送られる商品の兩國価格差は以前より大となり、他方その反対方向に送られる商品の価格差は以前より減ずる。したがって輸出入品ともアメリカでは価格騰貴の傾向を示し、イギリスでは価格低下の傾向を示す。……したがって一般物価水準はアメリカでは上昇し、イギリスでは低下するであろう。それゆえ、兩國が金本位制にあれば、ある量の金が——前の場合よりは大きな——借入れの初期段階でイギリスからアメリカへと移動するであろう。しかしこの流入はアメリカの物価騰貴の結果であって原因ではない」¹⁹

と述べる。しかしこの説明にも問題がある。

まず第一に、ウィクセルは国内品と国際品の価格の変動がつねに平行的であるかのように扱っている。そのため「輸出入品ともアメリカでは価格騰貴の傾向を示し、イギリスでは価格低下の傾向を示す」ことになるのである。ところが、問題は右のつねに平行的であることの理由が説明されなければならないことである。

第二に、ウィクセルの言う、アメリカの物価水準の上昇、イギリスの物価水準の下落がイギリスからアメリカへの金移動を導く根拠はどこにあるのか。多分、取引量のみならずその価格上昇の結果、取引価額の増加がヨリ一層大なる貨幣の取引需要を高めるためと推察されるが、物価騰貴にかんする限りは、リカードの『通貨過剰の原理』によれば、むしろ金移動の方向はこの逆ではなかったのではないか。

ホランダーは一九一八年のタウシグ批判論文で、リカードの立場に立ち

「リカードの日以来『正貨が債務支払のために外国へ輸出されるのは、それが過剰である場合、すなわちそれが最も低廉な輸出可能な貨物である場合のみである』²⁰ ヨリ簡潔に言えば『鑄貨が輸出されるのはそれが低廉なためである。鑄貨の輸出は不利な貿易差額の結果ではなくしてむしろその原因である』²¹ ということが論ぜられてきた。」

と述べ、さらにこのことから

「タンシグ教授が仮定することく、輸出額がまさしく輸入額と均衡しているならば、貸付開始前には両国で金の量の不釣合は存しないであろう。いま直ちに行なわれる借入取引においてはかかる不釣合をもたらすようなものは何もないであろう。かくして正貨の移動を誘発すべきならんらの経済的動機は存在しないであろう。」²³

と言う。それではホランダーはどのような調整機構を説くかと言えば、借入れはロンドンのニューヨーク宛為替の需要増加したがってその相場騰貴、ニューヨークのスターリング為替の供給増加したがってその相場下落をひき起こす。しかしながらこの相場変動は金輸出入点内で行なわれ、正貨の現送は生じない。そしてこの為替変動が貿易変動をもたらし、比較生産費の系列において比較的低廉な商品が貸付国から借入国へ移動する。その結果、貸付国の商品輸出はその貨幣量を相対的に過剰ならしめ、リカードの『通貨過剰の原理』によって金が流出するのである。²⁰つまり彼が構想する機構は、古典学派の物価—正貨流出入機構たる貸付け↓為替変動↓金移動↓物価変動↓貿易変動の過程とは異なり、貸付け↓為替変動↓貿易変動↓貨幣の相対価値変動↓金移動の過程である。金を引渡すという約束をもつ貸付けの場合をさておき、金は貸付けに伴い為替変動↓金移動という速効性をもって移動するものではないわけである。

ところでホランダーは金移動後の効果についてはタンシグとは違った説明をする。すなわち彼は金本位制の二国間の金を引渡すという約束をもつ貸付けを想定し、金移動の効果を次のように図式化する。

イギリス（貸付国）

- 1、金流出
- 2、物価下落
- 3、輸入減少・輸出増加
- 4、財の減少

アメリカ（借入国）

- 1、金流入
- 2、物価騰貴
- 3、輸入増加・輸出減少
- 4、財の増加

5、物価騰貴

5、物価下落

右の過程を経て究極的には、為替相場は再び平価に戻り、二国間の貿易の均衡、国際需要の均等も回復される。彼は言う、「この継起過程をタウンシグ教授も同意されることと思う」と。しかし豈はからんやタウンシグはその同意を拒絶する。

ホランダ―にたいするタウンシグの答弁で彼はまず、ホランダ―教授は正貨の移動は流通媒介物とその国で交換される財の量との間の割合が変化した場合にのみ行なわれると信じている。たとえば、金生産の増加、紙幣の発行、その国で交換される財の量の減少、これらは一般物価水準を変え、通貨の過剰を喚起し正貨移動をひき起こすであらう。しかし正貨移動はこれらの場合に限らない。たとえば、貿易関係をもつA、B二国において、B国のA国の財にたいする需要曲線が左方にシフトしたとせよ。A国はもはや従前の価格でもってB国へ従前の量を輸出できず、その差額は正貨の現送で支払わざるを得ない。かく需要条件の変動だけでも金は移動し、それは新しい貿易均衡が達するまで続く。かくしてA国では物価は騰貴したまま、B国では物価は下落したままという結果となる。このように予め通貨の過剰が存在せずとも正貨移動の生ずる例は年々の外国旅行者支出・移民送金・借入れにおいても見られる。²³ さらに、為替相場の金輸出入点内の変動はさして大きくなく、したがって必然正貨の移動を伴う。ことに一時的ではなく永続的な変化の結果として生ずる送金の場合も然りである。²⁴ なお、ホランダ―教授の図式の中の5の物価騰貴(貸付国)、物価下落(借入国)は誤りである。継続的な貸付けの場合において新しい均衡が設定される時、貸付国への商品輸出はその輸入を規則的に超過し、もはや正貨の移動はなく、物価は貸付国で永久的にヨリ低く借入国で永久的にヨリ高く、ホランダ―の図式5のような逆転は存しない。ただ逆転は借入れが永く続いて利子が年々の借入れを超過するにいたる場合にのみ生ずるものであると述べる。²⁵

以上からわれわれは、ホランダールはリカードの通貨過剰の原理の立場、タウシグはミルの物価—正貨流出入機構の立場に立ち、この立場の対立が両者の論争に明白に現われていることを認識できるのである。われわれはリカードを購買力移転説の先駆者とすることに同意しがたいことをかつて述べたが、ホランダールについてもまた然りである。

さて以上でわれわれは購買力移転説の先駆者たるバステープル、ニコルソン、ウィクセル、さらには古典派にたてこもる批判者としてのタウシグ、あるいはリカードを継承するホランダールについて、彼等の主張と論争を考察してきた。その後購買力移転説はドイツ賠償金をめぐるケインズ—オリオン論争の角逐を経て、オリオン、イヴェルセンの著書で大成されるのである。

- (1) 購買力移転説の先駆者についての研究の指針を与える文献は Iversen, *Ibid.* 1936, pp. 224~9, pp. 243~58. 松井栄一「わがゆる近代的トランスフォーマー理論について」国民経済雑誌第七二巻第四号、二二—四〇頁。
- (2) C. F. Bastable: "On Some Application of the Theory of International Trade" in *Quarterly Journal of Economics*, Vol. IV, Oct. 1889, No. 1, pp. 1~17.
- (3) J. S. Mill: *Principle of Political Economy*, People's Edition, 1888, pp. 379~80. 戸田正雄訳「ミル経済学原理」三二九頁。木村滋「古典学派の物価—正貨流出入機構」関西大学商学論集第九巻第五号、二八一—三二頁。
ミルは正貨移動の結果生ずる貨幣所得の相対的変動を述べると解されるが、購買力移転説に言う購買力移転は金の移動を必ずしも必要としないことに注意すべきである。
- (4) Bastable, *Ibid.*, pp. 14~5.
- (5) *Ibid.*, pp. 16~7.
- (6) J. S. Nicholson: *Principles of Political Economy* (1897), 1922, pp. 287~9.
- (7) *Ibid.*, p. 289.
- (8) *Ibid.*, p. 290.

- (9) F. W. Taussig: "International Trade under Depreciated Paper, A Contribution to Theory" in Quarterly Journal of Economics, Vol. XXXI, May 1917, No. 3, P.392.
- (10) Iversen, Ibid, P.226.
- (11) Taussig, Ibid, P.394.
- (12) K. Wicksell: "International Freights and Prices" in Quarterly Journal of Economics, Vol. XXXII, Feb. 1918, No. 2, P.405.
- (13) Ibid, P.406.
- (14) J. Viner: Canada's Balance of International Indebtedness 1900~1913, 1924, P.285.
- (15) Iversen, Ibid, P.230.
- (16) Wicksell, Ibid, PP.405~6.
- (17) Taussig: "International Freights and Prices, Note and Memoranda" in Quarterly Journal of Economics, Vol. XXXII, Feb. 1918, No. 2, P.411.
- (18) 木村滋『前掲』一三三頁。
- (19) Wicksell, Ibid, P.407.
- (20) D. Ricardo: "High Price of Bullion", 1811, Ricardo's Economic Essays, Gonner, 1923, P. 12. 小畑茂夫訳『リカードの貨幣銀行論集』四七頁。
- (21) Ricardo, Ibid, P.11. 小畑訳『四四頁』。
- (22) J. H. Hollander: "International Trade under Depreciated Paper, A Criticism" in Quarterly Journal of Economics, Vol. XXXII, Aug. 1918, No. 4, P.677.
- (23) Ibid, PP.677~8.
- (24) Ibid, PP.678~9. またリカードの所論は、木村滋『前掲』二四頁。
- (25) Hollander, Ibid, PP.681~2, P.687. 彼は貸付国と借入国の両国が金本位制を採る場合に限らず、貸付国が金本位制で借入国が不換紙幣制の場合についても、また物価に限らず貨幣所得への効果についても述べるが、われわれはそのうち、両

購買力移転説(木村)

三〇

国が金本位制で金移動の物価に及ぼす効果に限りて考察する。

(26) Taussig: "International Trade and Depreciated Paper, A Rejoinder" in Quarterly Journal of Economics, Vol. XXXII, Aug. 1918, No. 4, pp.691~2.

(27) Ibid, pp.692~3.

(28) Ibid, pp. 693~4.

(29) 木村滋、前掲、二一―八頁。

第三節 ケインズ・オリオン論争

一九一八年一月二日の休戦条約成立後半歳を経て一九一九年六月二八日ヴェルサイユ平和条約が調印され、ここに第一次大戦はその幕を閉じたのである。平和条約の第八篇の賠償にかんする規定においては、連合諸国の蒙った一切の損害の全額賠償の責任がドイツ側にあることを原則とするも(第二三一条)、ドイツの資源が永遠に減少すべきことを考慮して完全な賠償をなすに十分でないことを認め(第二三二条第一項)、賠償範囲は普通人民およびその財産についての一切の損害に限定した(第二三二条第二項)。かくのごとく条約は賠償義務の範囲にかんする標準を定めたにとどまり、賠償総額、その連合諸国への分配割合、支払方法等は賠償委員会で決定するものとした(第二三三条)。さて、賠償委員会が一九二二年五月一日を期限とする賠償総額の決定の作業にいざ取りかかると、賠償の基礎となる損害額の計算上の困難や英仏両国の意見の開きなどのため作業は仲々はかどらず、ためにイギリスのロイド・ジョージが一九二〇年三月のサン・レモの英米仏伊四国首相会議でその政治的解決を提議し、六月、英仏以外にイタリー、ベルギー、日本という国々を加えていわゆるブローニエ賠償支払計画の協定をみた。その内容は総額二、六九〇億金マルクを四二年間で支払う計画(最初の五年間は年三〇億、次の五年間は年六〇億、残り三二年間は年七〇億)であった。また連合諸国への分配案は同年七月のスパール協定で、フランス五〇%、イギリス二二%、イタリー一〇%、ベルギー八%、日本とポルトガル併わせて三%、残りの六・五%はギリシア、ルーマニア諸国と決められた。しかし政治的独断を排し学者の公平な意見を参

酌するために招集した連合国専門家会議では、各国自体の利益よりもヨーロッパ全体の回復を主眼とし、賠償金は強いて取らないようにすべしという意見の傾きをもつにいたり、問題は全く停頓してしまつた。そこで一九二一年一月パリーの最高会議で賠償総額一、三二〇億金マルクに減じ、四二年間支払で、確定年金以外に輸出総額の一二%の徴収金を課することに決定し、このことをドイツに通告したが、三月、ドイツはこの案を拒絶したので連合国はドイツのライン右岸のルールオルト、デュイスブルグ、デュッセルドルフを占領した。ロイド・ジョージも政治的解決に手を焼き、問題は再び賠償委員会に移り、同年五月、委員会は総額一、三二〇億金マルクを決め、支払方法としては公債で行なうこと、第一種の公債は一二〇億を一九二一年五月に発行し引渡す、第二種の公債は三八〇億を同年一月に発行し、第三種の公債は残りの八二〇億でその発行時期はドイツの支払能力に応じて将来適宜に発行する。これらの利息は年五%とするなどを決定し、以上の支払計画実行の先決問題として次の三条件を定めた。(1) 毎年二〇億金マルクを正貨で賠償委員会に支払う。(2) 輸出総額の二五%を正貨で払渡す。(3) 輸出総額の一分を将来の第三種公債の利子の積立金として払渡す。ドイツはこの決定書を同月一二日承諾した。この賠償支払計画はロンドン協定案と呼ばれるものである。ドイツは一九二一年八月に第一回の賠償金一〇億金マルクを、一月に輸出税の第一回の払込みを行なつたが、早くも二月一四日支払延期を請求してきた。これにたいして委員会は一九二二年三月に、同年の支払確定金額を七・二億金マルクと決定し、加えてドイツ国内で新税を起し収入増を図ることや資本の海外流出防止などの猶予条件を付け、財政干渉を行なつた。その後、ヨーロッパの経済復興を議する四月一〇日からのゼノア会議中に、ドイツはロシアと単独に協定して賠償権の相互放棄、最惠国待遇、経済上の必需品の相互供給などを取決めたいわゆるラッパロ条約を四月一六日に突然発表し、そのためロイド・ジョージの面目を潰す一方フランスの態度を硬化させた。さらに六月二一日のドイツのラテナウの暗殺以後マルク相場が急激に悪化し、賠償支払が困難となり遂にドイツは二カ年の支払猶予を申出てきた。この支払猶予を議する八月八日からのロンドン会議も、寛大なイギリスと武力制裁も辞さないというフランスとの間の意見の相違から瓦解した。賠償委員会は一九二二年一月二六日、ドイツからの木材の引渡しが決定期りになされていなく、また翌年一月九日、今度は石炭の引渡しも満足にいていなくことを発表した。これを楯にフランスは一月一〇日ルール占領を実行した。これにたいしてドイツはサボタージュ、ストライキなどの消極的抵抗で

反発した。そしてまたフランスのルール経営も思わしくなく、遂に一九二三年一月末、アメリカの参加のもとに米人ドーズを委員長とする賠償委員会第一専門委員会が創設され、その報告書が一九二四年四月賠償委員会に提出された。世に言うドーズ案である。

ドーズ案はインフレーションによって崩壊に傾きつつあるマルクの安定策を計るとともに、財政の許す範囲で賠償支払の履行を計るもので、総額一、三二〇億金マルクの軽重には触れず、取りあえず一九二四—二九年の五カ年の年次支払額と財源を決める。支払額は第一年度一〇億、第二年度一二・二億、第三年度一二億、第四年度一七・五億、第五年度二五億の金マルクである。特に重要な点は、マルクで調達された賠償金をいかにして受取国に引渡すかを規定する引渡条項（Transfer Clause）であり、このため引渡委員会が創設された。同委員会は米、英、仏、伊、ベルギーの五カ国から委員を出し、その権限は新しくドイツに設立した発券銀行（ライヒス・バンク）に預けられた賠償金を国外に持出す方針を決めることで、このマルク預金を為替に換算して国外に持出すにあたって、余計に持出すとマルクの下落を招き問題が生ずる。そこで同委員会は通貨の不安定をきたさない程度における最大限の送金の確保に努め、賠償金支払がこの送金額を超えるとき二〇億を限度として預金とし、さらにこれを超えるならばドイツ国内の債券買入れに資金を使用し、賠償債権者の手に蓄積される一切の資金が五〇億に達したら、当年度の賠償金支払を實際上送金為替の取組める程度に減額する。したがっていかなる場合でも連合国はドイツにおいて五〇億以上の債権をもつことができないうけである（第一専門委員会報告書第一篇第三。第六付属書第四、第一〇）。

さてドーズ案実施の五カ年間は所定の賠償支払は実行されたが、それは主として外国よりの借入れと保有証券の売却に依存するものであった。ところでドーズ案は五カ年間の暫定案であるから、賠償を最終的な形にするため一九二九年六月七カ国の専門委員によっていわゆるヤング案がまとめられ、八月および翌年一月のヘーグ会議によってヘーグ協定が成立し、九月からヤング案が実施されることとなった。その内容は、一九二九年九月一日—三〇年三月末を第一年度として七・四二億、第三七年度の二四・二八億を最高とし、第五九年度（一九八七年）の八・九七億をもって終る総額一、一〇七・三五億金マルク（フランス約五九五億、イギリス二二二億、イタリー一六九億、その他）、他にアメリカの債権約三〇億、ドーズ案による外債約一五億、その他を加えて、

一、一六〇・四億金マルクが計上され、ドーズ案の引渡委員会に代わって、国際決済銀行 (BIS; Bank for International Settlements) をバーゼルに創設し年次支払金の受領と各国への引渡しにあたらせた。しかしヤング案の実施の頃から世界不況が深刻化し、ドイツへの外資輸入も止み、時あたかも一九三一年五月のオーストリーのクレジット・アンシュタルトの破綻に始まる金融恐慌、さらに六月二〇日、フーツァー・モラトリアムによって各国政府間債務の一年間の支払猶予が宣言された。次いで一月ドイツは賠償金支払不能を国際決済銀行に通告してきた。一九三二年七月九日に調印されたローザンヌ会議ではドイツ賠償額は三〇億金マルク(約七・一五億ドル)にまで減ぜられたが、しかしこの協定も結局批准されず、ドイツの賠償金支払もその後行なわれなくなったのである。⁽¹¹⁾

以上われわれは第一次大戦後ドイツ賠償問題の経緯を概観してきた。この賠償問題をめぐってケインズとオリオン論争が開始されたのはヤング案が構想中の一九二九年三月であった。この論争がなぜわれわれの購買力移転説の学説的研究において重要かといえ、それはたんに賠償問題の論争にとどまらず、国際收支調整機構にかんする古典派的な見解(ケインズ)と購買力移転説(オリオン)の対決の場となっている点にある。

まずケインズは一九二九年三月の論文⁽¹²⁾で、ドーズ案は予算問題(賠償支払額の国民からの徴収)とトランスファ問題(ドイツの貨幣額をいかにして外国貨幣に転換するか)とに分たれるが、予算問題さえ解決されるならばトランスファ問題は自然に解決されるであろうという意見に反対の立場をとる。

まず第一にケインズは資本財その他の産業から輸出産業への生産要素の転換を計り、輸出増進をもたらすことの必要と、そのためのドイツの金表示能率賃金率の引下げを説く。

「もし一磅が君から取り去られ私に与えられ、そして君のものを減ずることを余儀なくしたものと正しく同じ財の消費を私が増すことを選ぶとすればトランスファ問題は存在しない。トランスファ問題を軽視する人達は往々にしてこのことが現状の正しい表現と考えているように見うけられる。高い税金がドイツの消費者をして外国品の購入を減少させる因となるその限りにお

いてそれは正しい表現である。しかしながら彼等の消費削減の明らかにごく一部が外国財にかんするだけであり、そして人々が目下判断し得る限りそれはさして大きな割合ではない。」

つまりケインズは、国際貿易の対象とならない国内品が存在し、したがって賠償税の徴収による消費の削減はその一部しか輸入抑制に作用しないことを述べるのである。さらにこの二、三年はドイツの外国借入れがトランスファ―問題を一時的に解決してきた。ドイツはこの外国借入れによって得た外貨を賠償支払取扱機関 (Agent-General for Reparation Payment) に引渡してこれと引換に支払済の税金たるマルク貨を受取り、これを国内の資本設備改善に使用する生産要素の労賃支払に当てた。しかしかかる資本財生産は輸出に貢献せず、また賠償金に加うるに外国借入れの利子支払のためにも、外国借入れ終焉時には資本財その他の産業から輸出産業への生産要素の一層大きな転換を必要とする。

ところでドイツの輸出増進を妨げているものは何であるのか。それは何はさておき輸出産業が生産費用を引下げるのでなければ輸出増進を計り得ないということである。すなわち、トランスファ―問題の解決にはドイツの金表示生産費 (gold-cost) を他国に比べて引下げることが必要とする。このためには次の三つの方法がある。(1) 他国の工業家に比べてドイツの工業家はその能率をヨリ急速に増進させるか、(2) 他国に比べてドイツの利子率をヨリ低くするか、(3) 他国に比べてドイツの金表示能率賃金率 (gold-rate of efficiency-wage) を引下げるかである。ここで金表示能率賃金率における能率賃金とは産出高単位当りの賃金率と解すべきであろう。けだし後のケインズの『貨幣論』によれば、 W を賃金率 (収入率)、 W_1 を産出高単位当りの賃金率 (収入率)、 e を生産性として、 $W = eW_1$ と示され、したがって $W_1 = W/e$ となるからである。⁹⁴⁾ ところでドイツの工業家は既に他国に比べて可成り高い水準の能率を有しており、これを一層増進させる可能性も存せず、また利子率引下げの可能性も存在しない。

したがって結局(3)の金表示能率貸金率の引下げに依存せざるを得ない。⁵⁾ かくしてケインズは

「これが確立さるべき第一の論点である。……トランスファー問題はドイツの輸出を十分な額にまで増すことを可能ならしめるに足るドイツの生産要素の金表示能率収入率を減少させることにあり、予算問題はこれら減少せしめられた貨幣所得から十分な賠償税を徴収することにある。」⁶⁾

として国民の二重負担(所得の二重の損失)を示唆するのである。さらにケインズは種々の点から賠償支払の困難さを指摘するが、その一例としてドイツ品にたいする世界の需要の弾力性が低い場合を数値例で示す。彼によれば賠償支払のためにはドイツはその完成品の輸出額を四〇%増加させなければならぬわけであるが、かりに一〇%の価格引下げが輸出量を二〇%増加させる(弾力性の絶対値は2となる)としても、輸出額は僅か八%しか増加しない($1.20 \times 90 = 108$) ことを指摘する。⁷⁾

さてケインズは第二に、ドーズ案のもとで右述の賃金引下げが実現され得るものかどうかを問題とする。最も容易な方法は必要な輸出奨励金を与える程度のマルクの為替価値の下落を許しかつ貨幣賃金引上げの煽動を抑制することであるが、ドーズ案の引渡条項が禁止しているのはまさにこの方法であり、またデフレーションを強行して失業と貨幣賃金率の引下げを発生させることは政治的・人道的にも問題があると述べるのである。⁸⁾

ケインズの所論にたいする一九二九年六月の論文におけるオリンの批判⁹⁾は、ケインズの推論が問題のきわめて重要な一面を無視するものであるとして、購買力移転に伴う需要変動を説く。すなわち、ケインズは賠償税による消費削減のうち輸入削減に向うものはごく一部にすぎないとしてこの重要な推論を追跡しなかつた。さらにドイツは賠償支払額の二倍の額を借入れたが、これがドイツの購買力を逆に増加させ輸入超過を生じ、賠償引渡しに必要な輸出超過の実現を阻止したのであるが、ケインズはこの借入れの影響を考察していないと述べる。しかればオリ

ーンの説く購買力移転の影響はどのようなものなのか。

AとBとをそれぞれの生産要素を正常的に使用している二国とする。AがBから年々巨額の貨幣（たとえば年一億マルク）を借入れるとすれば、この購買力の移転は直接的にAの外国品需要を増しBのそれを減ずる。この結果Aの輸入超過が二千万マルクとすれば、残りの八千万マルクはAにおける国内市場品の需要を増加させるとする。この二千万マルクが直接的影響であつて、ケインズが述べたのはこれのみにすぎないが、オリーンは残りの八千万マルクの貿易収支に及ぼす間接的影響の重要性を指摘する。Aにおける国内品需要増加はこの生産高を増加せしめ、成長しつつある国ではこのことは、然らざる場合には輸入競争品（輸入品と競争する商品）を生産する産業と輸出産業とに用いられたであろう労働と資本とが国内品産業に用いられることを意味し、かくしてこれらの輸入競争品と輸出品の生産増加は然らざる場合よりも少なくなり、輸出の相対的減退と輸入の相対的増加したがって輸入超過がつくり出される。Bではその逆の現象が生じ輸出超過がつくり出される。BはAにおける生産の適応の結果、AにおいてBの商品にたいする拡大せる市場を見いだす。

さらにこの変化をもたらす貨幣機構は二次的な通貨の膨脹・収縮が行なわれる場合には生産と貿易の適応を迅速にし、またひき起こされる部分価格水準の変動も一層大きいわけである。

国内品価格は輸出入品および輸入競争品の価格に比べてAでは騰貴しBでは下落する傾向をもち、これがまた部分的に生産の再調整を促す。しかし生産はかかる価格変動の刺戟がなくとも需要の変動によって調整される。さらに交易条件の変動も必要としない。しかし購買力の増減はある程度、輸出品と輸入競争品に影響して価格変動を生じ、交易条件を変動させる傾向をもち、これは貿易収支の再調整を一層容易ならしめる。しかし、需要状態の変動を無視して調整を価格変動のみに頼ることがいかに困難かは、ケインズ自身が価格弾力性につき指摘するとおりで

ある。

ところが購買力移転に伴う需要変動の調整機構が作用すれば、さらには「多かれ少なかれ資本と労働がマーケットイング組織の樹立と維持に投下され、それ相当の海外販売効果を有しており」輸出可能性の境界線上にある多くのドイツ品が一〇%価格が下落すれば大量に販売できるであろうことと相まって、三〇、四〇あるいは五〇%の輸出増加も不可能ではない。したがってケインズの指摘する困難は想像上の困難であり、むしろ真の困難はドイツの輸出を妨げる賠償受取国の保護ないし国産品愛用政策であり、これを徹底的に行なうならば賠償支払は事実上不可能となると結論する。

このオリーンの酷評にたいする一九二九年六月の諷刺に溢れたケインズの答弁の要旨はおよそ次のごときものである。ドイツ工業の能率の相対的増加と賠償税によって直接的に生ずる消費減少の問題をさておき、私は、(1) ドイツの生産要素の金表示賃金率の相対的引下げはドイツ品の競争力を増し、さらに、(2) ドイツの労働者の実質賃金の引下げは消費を減じ、かくしてこれらは貿易収支を改善すると論じたが、オリーンの教授は私が次のことを看過していると言う。すなわち、(3) ドイツの外国借入れの減少はドイツの購買力の減少と外国のその増加を意味し、これは現存の価格水準のもとでドイツの対外需要の減少と外国の対外需要の増加を生じ、このことはドイツ賠償問題の困難を緩和するということを。しかしケインズの反論はこうである。ドイツの借入れを減らせばドーズ案の引渡条項によりそれだけ賠償支払いも減ずることになり、国際収支は以前にありしものと同じである。

「もしAがBに一磅を貸し、Bがその一磅をCにたいする債務の支払いに当てるとするとき、……オリーンの教授は、AはBへの一磅の貸出しを中止することによって追加的な購買力一磅をもち、それはBの販売を増し、かくしてBをして結局Cへの一磅の返済を続行可能ならしめると論ずるわけであるが、彼は一磅のAのBへの貸出しとBのCへの返却が同時に停止されるならば、Aの

購買力増加はCの購買力減少にバランスし、国際市場は以前にありしものと変わりない——とくにCとAが異名同人たる場合には——ということを忘れてゐる。」

と述べる。さらにケインズは

「ドイツが以前よりもヨリ少ない借入援助のもとでいくばくかを支払っているということに帰因する購買力増加は、輸出品——その販売が賠償支払を可能ならしめた——の購入に既に使いくつされてしまつてゐるであらう。オリーン教授の議論は、ドイツが賠償を現に支払っているならば、このことはドイツが支払うことができることを証明するといふにすぎない。しかしドイツが支払うことができるならば支払うことができるといふことは、彼が考へてゐるように、ドイツが支払うことができなくとも支払うことができるといふことを証明するものではないのだ。」

この「支払うことができなくとも支払うことができる」といふ言葉は一体何のことか。輸出超過がなく現に賠償支払いが可能でなくとも賠償支払いを行なえば（何と奇妙な）、それが購買力移転を通じて輸出超過をつくり出し賠償支払を可能ならしめるといふ意味であらうが、ケインズはこの点の不合理さ、オリーンが賠償金移転の結果に着目してその移転を可能とする原因を無視してゐること、別言すれば原因と結果の倒錯を諷刺的に指摘したものと推察される。

これにたいする一九二九年九月のオリーンの答弁はこうである。ケインズは実物トランスファーが解決されてゐる——輸出超過が実現されてゐる——のではない限り、貨幣購買力のトランスファーはあり得ないものであり、また輸出超過の存する場合でも、購買力は既にそれと同時に使いつくされておゝり、したがつて貨幣的トランスファーは実物的トランスファーをもたらす要因たり得ないと説くが、これは誤りである。同一通貨制度を有する一国内の二地域A、Bを考え、Aは多額の貨幣をBから借りて鉄道を建設するとする。Aは紙幣または小切手で受取り、それ

によつて銀行預金は増す。他方Bでは銀行預金は減少する。それはいかなる商品移動とも無関係にかつ商品移動の以前に行なわれる。この継起関係の順序は重要である。貨幣的トランスファは実物的トランスファに先行し、それは既述の購買力移動の効果によつて、交易条件の変化を伴わずともBのAへの出超をもたらし実物的トランスファを実現する。他方、異種通貨制度をもつ二国A、Bを考えるならば、前の場合との唯一の本質的な相違は、文字通りの貨幣的購買力のトランスファは金の形態以外では行なわれ得ないが、金移動は明らかに不十分であるから同じ結果は他の方法で達せられる。AがBから受取る外国手形（第三国建と仮定する）をたとえばAの中央銀行が買入れることによつてAの信用量は膨脹する。そのための金準備が少なすぎるとすれば、中央銀行は為替相場を金輸入点まで下落せしめて、金が十分に入ってきてから外国手形を買入れる。一方BではAに資本を貸付ける（または賠償金を支払う）人々による外国手形の購入によつて信用量は減少する。以上の信用量に及ぼす第一次的な影響に加えて、おそらくはAにおける第二次的膨脹、Bにおける第二次的収縮が行なわれる。これらの購買力の変動——それはおそらく貸借額または賠償金収支額よりも著しく大きいであろうが、この事実をケインズは見落しているようである——は商品移動に先行すると述べてケインズに反駁する。しかし問題は、ケインズが借入終焉時の賠償支払を可能とさせる要因を論じていると見なすならば、オリーンの貨幣的購買力の移動が商品移動に無関係に先行するというだけでは、それは借入れまたは賠償支払いを前提したうえで論議であるから決してケインズへの答弁でも反駁でもあり得ないわけである。

またオリーンは、ケインズがドーズ案の引渡条項を持ちだして、借入れの減少は賠償支払の減少を結果すると言うが、しかし借入れの減少は貿易収支を改善する。よしんば両者間にタイムラグが存在するとしても、ドイツがその保有する外国為替と金準備の一部を使用して賠償支払いを行なえば、購買力移動の結果たる出超を招来し、爾後

の賠償支払いを続行し得るものと反論する。

かくしてオリーンは、ケインズの供給側の作用にたいして、それと並んで需要側の作用が国際資本移動機構においても重要な役割が無視されてきた傾向を指摘するのである。

これにたいする同誌上でのケインズの返事¹⁰⁾は次のごとし。もしもドイツが世界の需要条件を変更するに足るほどの大量の金を輸出し得るか、またはドイツにある外国残高が外国中央銀行の準備における金の代用物として認められているものであればオリーンに同意できもしようが、ドイツの事態はそうではなかった。またオリーンは言う。金は大規模には流出しないとしても信用量は賠償受取国で膨脹すると。なぜなのか？ B（ドイツ）が第三国建の外国手形で A（賠償受取国）に支払い得ればなるほど困難は生じない。しかしドイツがかかる外国手形を有していないからこそ問題が生ずるのである。さらに、ドイツが賠償受取国へ金もしくは外国手形を送ることによって賠償受取国の需要条件に影響し得る場合ですら、彼等の輸入先はドイツだけに限らず他の諸国も含まれるからドイツへの反作用は取るに足りないであろうと反論する。

以上のケインズとオリーン論争は、貨金の切下げによる貨幣所得の減少と、交易条件の引下げしたがって対外競争力の増加とによる輸入減・輸出増のもたらす貿易収支改善を賠償金支払実現の条件とするケインズと、貨幣的購買力移転が需要条件の変化を通じて輸出超過という実物的トランスファーが、必ずしも交易条件の変動なくしても実現されるとするオリーンとの間の論争であり、古典派的価格調整機構と購買力移転説の対立であり、供給条件重視と需要条件重視の立場の対立である。両者には価格効果と所得効果の双方が含まれるが、ケインズは価格効果を第一義的に考え、貨金引下げに伴う貨幣所得の減少が輸入減少に影響することを付随的に述べるのにたいして、オリ

ーンは貨幣所得を含むヨリ広汎な概念たる貨幣購買力の輸入に及ぼす効果を第一義的に考え、部分価格水準の変動と交易条件の変動も付随的に考察するが、かかる価格変動を不可欠の条件とは見ないのである。賠償問題にたいする両者の立場を端的に表現すれば、賠償引渡し悲観論と楽観論の相違にあると言えるであろう。

さて、購買力移転説は後にオリーンとイヴェルセンの著書で完成されたが、他方古典派の立場のケインズは、後に『一般理論』においてむしろ価格効果を捨象した所得乗数論を展開したのであるから皮肉である。したがってこの論争のケインズに与えた影響を無視することができないであろう。たとえ三〇年代の大恐慌が『一般理論』を生む直接的契機であったとしても。

ケインズとオリーン論争は以上の直接両者間の論争に続いて、ルーエフ、ハーバラ、ロッシュなどもこれに参加しており、さらにケインズ、オリーン、ハーバラも後の彼等の著書でこの問題に触れているが、われわれはこれらをおき、直ちに本稿の主題たる購買力移転説の考察へと進むであろう。

- (1) 以上の叙述の参考文献は、増井光蔵、賠償問題、大正一五年。新庄博・高橋泰蔵、国際金融論、昭和二四年。体系金融辞典、昭和二八年、XIV 4 戦債・賠償。松井栄一「ドイツ賠償金支払論争の回顧」国民経済雑誌第七五卷第二号。
- G. Haberler: The Theory of International Trade, 1934, PP.101~117. 松井清・岡倉伯士訳(ドイツ版よりの)、「ハーラー国際貿易論上」一八四~二〇五頁。
- (2) J. M. Keynes: "The German Transfer Problem" in The Economic Journal, Mar. 1929, PP.1~7.
- (3) Ibid, P.2.
- (4) Keynes: A Treatise on Money, 1930, P.136. 鬼頭仁三郎訳「ケインズ貨幣論第二分冊、二〇頁。
- (5) Keynes: "The German Transfer Problem", PP.3~4.
- (6) Ibid, P.4.
- (7) Ibid, P.5.

- (8) Ibid. P.6~7.
- (9) B. Ohlin: "The Reparation Problem: A Discussion — Transfer Difficulties, Real and Imagined" in *The Economic Journal*, Vol. 39, June 1929, PP.172~7, Reprinted in *The Theory of International Trade*, 1949, Pp. 170~8.
- (10) J. M. Keynes: "The Reparation Problem: A Discussion—A Rejoinder" in *The Economic Journal*, Vol. 39, June 1929, PP.179~82.
- (11) Ohlin: "Mr. Keynes' View on the Transfer Problem, II. A Rejoinder" in *Economic Journal*, Vol. 39, 1929, PP.400~4.
- (12) Keynes: "Mr. Keynes' View on the Transfer Problem, III. A Reply" in *Economic Journal*, Vol. 39, Sept. 1929, PP.407~8.
- (13) ケインズ＝ホーリン論争の直接関係問題以外のその後の論争も多少は論及したところを述べたことは以上の各著者の著書に J. Rueff: "Mr. Keynes' View on the Transfer Problem. I. A Criticism" in *Economic Journal*, Vol. 39, Sept. 1929, PP. 388~99. G. Haberler: "Transfer und Preisbewegung" in *Zeitschrift für Nationalökonomie*, Bd. I, Heft 4, Jan. 1930, SS.547~54. ヲベリダングトハホーリンの著書に B. Ohlin: "Transfer und Preisbewegung, Eine Entgegnung" in *Zeitschrift für Nationalökonomie*, Bd. I, Heft5, April 1930, SS.762~5. ヲベリダングトハホーリンの著書に G. Haberler: "Transfer und Preisbewegung, Eine Erwiderung an B. Ohlin" in *Zeitschrift für Nationalökonomie*, Bd. II, Heft, 1931, SS.100~2. A. Lösch: "Eine Auseinandersetzung über das Transferproblem" in *Schnollers Jahrbuch*, Jg. 54, Heft 6, Dez. 1930, SS.109~22. J. M. Keynes: *A Treatise on Money*, 1930, Chap. 21, PP.326~63. 鬼頭七三郎訳「ケインズ貨幣論第三分冊」一〇七一~一五七頁。 B. Ohlin: *Interregional and International Trade*, 1933, Chap. XVIII, PP.375~96, Chap. XX, PP.406~33, Chap. XXI, PP. 434~56. 谷口重吉「ホーリンの貿易理論」第一七章二四七~一五八頁。 第一八章二五九~一九一頁。 G. Haberler: *The Theory of International Trade* (German Edition 1933), 1954, Chap. VII, PP.63~90. 松井浩・岡倉伯士訳(ケインズ版)の「ホーリンの国際貿易論」第九章二七二~二〇七頁。 松井栄一「ケインズ＝ホーリン論争・その後」國民

第四節 購買力移転説

本節ではもっぱらイヴェルセン⁽¹⁾に従つて、最も完備した形の購買力移転説を考察する。

一 購買力移転↓需要変動↓貿易変動

貨幣的トランスファーと実物的トランスファーを連結するトランスファー機構において、購買力移転↓需要変動↓貿易変動のこの局面は購買力移転説の核心である。われわれはイヴェルセンのこの説明において用いた有名な例をまず考察しよう。

いま英國の銀行家の一団が新しい発電所を建設しようとするコペンハーゲン市のために公債を募集するとしよう。これに応募したイギリスの投資家の銀行預金は結局イギリスの銀行のコペンハーゲン市の勘定に振替えられる。このことはコペンハーゲン市がロンドン市場へ短期で資金を貸付けることを意味する。すなわち、一時的にデンマークの長期借入れが反対方向の均衡化短期資本移動によって相殺されることを意味する。さてコペンハーゲン市は借入金半分の半分をイギリスの発電機の購入に費すとすれば、ロンドンの銀行におけるコペンハーゲン市の預金宛の小切手がイギリスの製造業者に支払われる。ロンドンの手形交換所を経由する小切手がこの場合、貨幣的トランスファーと実物的トランスファーの連結環である。さらにコペンハーゲン市は借入金半分の半分を、借入れが行なわれなかった場合にはイギリスへ輸出されたであろうデンマークのディーゼル・エンジンの購入に費すと仮定すれば、デンマークの輸出は減少し、コペンハーゲン市は然らざる場合にはディーゼル・エンジンの輸出業者からポンドを替を買ったであろう輸入業者にそのポンド預金を売ることができ、かくしてこの部分についても実物的トランスファーは直ちに完了する。

ところで右の例とは違って、コペンハーゲン市は借入金半分の一だけをデンマークの輸出品の購入に費し、残り半分の一を國

内品の購入または国内労働者の賃金支払に費すと仮定し、また反対にイギリスの貸手は貸付けが行なわれなかった場合にはその貸付額相当のイギリスの国内品を需要したのであると仮定すれば、この場合の調整はいかなるものであろうか。まずコペンハーゲン市はそのポンド預金をデンマーク通貨に転換しなければならぬ。さきの例とは違って、ポンドの供給はイギリス品の輸入需要を超過しており、しかもこの輸入需要は即時的自動的には増加しない。そこで一時的にデンマークの短期資金をロンドンに投下せんとする誰かを見いださなければならぬ。いまかりにポンド預金が直ちに中央銀行に売却されたと仮定すれば、中央銀行の外国為替準備と、その預金または銀行券流通とを増加することを意味し、かくして貨幣的トランスファーはデンマークにおける追加的購買力の増加によって完了する。⁽²⁾この購買力増加に伴うデンマークの国内品需要の増加は、国内品産業の生産要素需要を高め、失業率または高賃金を提供して他の産業から吸収し、国内産業従事者の所得したがって需要を増加する。この増加需要は、(1) イギリスからの輸入品、(2) 然らざればイギリスへ輸出されたであろう商品、(3) デンマークの国内品、に向けられ、この(1)と(2)はデンマークの輸入超過を生ずるに役だち実物的トランスファーの一部を完了させる。(3)は国内品産業の拡張をさらに進め、これによって所得したがって需要を一層増大し、その一部は国際品に向けられる。他方、国内品産業の隆盛は輸出産業・輸入競争産業の生産要素を吸収し、輸出阻止と輸入拡張に導き、輸入超過を増す。イギリスではこれと反対の方向の調整が行なわれ、国内産業の沈滞の結果、所得が減少し、国際品と国内品の需要が減退し、生産要素は輸出産業に転じ輸出超過をつくりだす。かくのごとき調整が進行して実物的トランスファーが完了するのである。⁽³⁾かくしてこの段階で中央銀行が一時的に有していた外国為替準備とその預金または銀行券流通量もとの状態に減少する。

さて以上の機構は購買力移転説の特色を示す本質的なものであるが、この説は付随的に部分価格水準の変動を適する過程を含む。この点を次に考察しよう。

二 需要変動↓部分価格水準変動↓交易条件変動↓貿易変動

購買力移転によってひき起こされた需要条件の変化を考察したので、次にこの需要条件の変化が価格構造にいか

なる影響を有するかを考察しよう。当該国の貨幣・信用政策の知識が得られるまでは絶対価格水準については語れないからここでは相対価格を考察する。また商品を国際品、準国際品、国内品に分類する。⁴⁾

購買力移転によって生じた需要条件の変化の最も重要な側面は国内品の需要が借入国で増加し、貸付国で減少することで、これは需要条件の面から国内品の相対価格を借入国で高め、貸付国で低めるが、これは国内品産業の借入国での要素価格上昇、貸付国での下落という供給費用の面の効果によって強められる。要素価格については一国全体としてみれば、一方で資本は借入国で増加し貸付国で減少するが、他方で国際間非移動の要素（労働）の相対的稀少性は借入国で増加し、貸付国で減少する。かくして要素相対価格もそれに応じた変化をする。

要素相対価格変化の国際品・準国際品に及ぼす反射的影響 (reflex influences) はどうか。相対的稀少性が増減するのは主として国内品産業に使用される生産要素であるから、輸出産業が国内品産業における同じ生産要素を多く必要とすれば、借入国の輸出品の費用と価格は貸付国のそれに比べて騰貴し、交易条件は借入国に有利化する。しかし輸出品が主として国内品産業における生産要素以外の生産要素によって生産されるならば、その費用と価格は借入国では貸付国のそれに比べて騰貴することなく、むしろ下落することも考えられ、したがって交易条件は貸付国に有利となることもあり得る。かくのごとくこの反射的影響は先験的に述べることはできない。⁵⁾

右は国際品・準国際品の価格の供給状態の変動を通ずる間接的影響であるが、しかしこれらの価格の、購買力移転に伴う需要状態の変動の直接的影響も存在する。しかしそれは国内品と同程度のものではない。ただし借入国の需要増加は貸付国の需要減少を相殺する傾向をもつからである。購買力の移転は国際品・準国際品にたいする両国の結合需要 (combined demand) を増減させるといふ影響のみならず、この需要の二国の輸出品への配分に及ぼす影響とを有し、この国際品・準国際品の需要条件の変動が二国における生産調整を促し、ある種の価格を高め他

の種の価格を低め、再びここでも生産要素の相対的稀少性に影響する。しかしこの場合もまた借入国の輸出価格が貸付国のそれに比べて騰貴するか否か、つまり交易条件が借入国に有利になるか否かを先験的に述べることはできない。⁶⁾

三 その他の精密化

(一) 短期資本移動

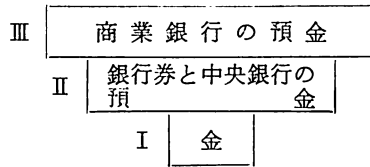
さきのイヴェルセンの設例では、コペンハーゲン市の保有するロンドン預金を中央銀行に売却するとして問題を単純化しているが、ポンド預金をデンマーク貨幣に転換するにあたって、ポンド為替は供給増加のため下落し、これがロンドンへの投機的な短期資本移動を促すことが考えられる。さらに、金本位国においては通常金輸出口に相場が近づけば、公定歩合の引上げによって短期資金を吸収する政策が採られるから金利裁定取引がロンドンへの短期資本移動を促すこともまた考えられる。イヴェルセンは資本移動が開始される為替相場を資本移動点 (lending points) と名づけている。⁷⁾ この上下限界間の範囲が金輸出入点 (gold points) に比べてきわめて狭いことは言うまでもない。

(二) 貨幣的購買力トランスファーの実現形態と信用量

貨幣的購買力がトランスファーされる形態は、金本位制のもとでは金と短期信用(通貨、預金など)であるが、紙幣本位制のもとでは後者のみである。すなわち金本位制では金移動はそれ自体が貨幣的購買力のトランスファーであるが、紙幣本位制では金移動は財移動すなわち実物トランスファーであり、前者は財の実物トランスファーを誘導し、後者は貨幣的トランスファーによって先行されなければならない。⁸⁾

ところで貨幣的購買力のトランスファーがいかなる形態で実現されるかによって両国の信用構造と信用量に違った影響を及ぼし、ひいては両国の貨幣的購買力の変動を通ずる調整機構の速度に影響する。イヴェルセンは金本位

国の信用構造を次のような逆ピラミッド型の図で示す。



(1) A国民のB国民への貸付金の貨幣的トランスファーがA国中央銀行からB国中央銀行への金のトランスファーという形態で実現されると想定する。信用構造の基底たるIの増減は両国の信用構造の各部分全体の膨脹・収縮を結果するであろう。貸付前の両国の流動性状態が同じなら、B国の信用膨脹とA国の信用収縮は同量と考えられる。しかし実際は両国の流動性状態、銀行の準備の状態の相違とこれに応ずる両国の信用政策のいかんによって必ずしも同量とは言えないであろう。

(2) 次にB国にトランスファーされるのがA国中央銀行預金(または銀行券)と想定する。B国中央銀行はそれを金に匹敵するものと見なし得る。かくしてA国の信用収縮はIIⅢであるが、A国の信用膨脹は直接トランスファーされたIのみならずIIⅢにも及ぶ。かくしてB国の信用膨脹はA国のそれよりも大であり、また両国を併わせて信用は膨脹すると考えても差支えないであろう。

(3) B国中央銀行の獲得するのがA国商業銀行預金としても、B国ではこれを金に匹敵するものと見なし得るから、B国の信用膨脹はIIⅢで行なわれ、A国の信用収縮はⅢにすぎない。以下(2)と同様である。

(4) 最後にA国の商業銀行預金がB国の商業銀行の可処分下におかれる場合。このB国の商業銀行の外国保有はB国中央銀行に売ることができるので、それらを銀行券あるいは中央銀行預金に匹敵する商業銀行の現金準備と考⁽⁹⁾え得る。かくしてB国の信用膨脹はIIⅢで行なわれ、A国の信用収縮はⅢで行なわれるに過ぎない。

以上の信用形態はすべて貨幣的購買力を構成する。かくして貨幣的トランスファーがいかなる形態で実現される

かはその国の信用政策と相まってまさに購買力移転説の機構が作用するその調整効果の緩急軽重を支配する重要な要因なのである。

(三) 第三国の存在

第三国が影響されるのは貸付国と借入国および第三国の国際品・準国際品の需給変動を通じてであるが、一般的に言えば第三国の存在は、生産の再調整領域を拡大し、実物トランスファーの実現を容易にし価格変動を減ずる傾向を有する。特定商品の外国需要の弾力性を高めること後述するとおりである。

(四) 輸入需要または輸出供給の弾力性

古典的トランスファー機構にとっては世界の輸入需要が弾力的であるか否かがその運命を支配すること、ケインズ・オリオン論争のケインズの設例でも見られたところであるが、購買力移転説では、古典理論が看過した需要曲線のシフトを考えるから非弾力的な場合でも実物トランスファーの可能性が存在する。と同様に、弾力的であるほど交易条件の変動もまた少ないわけである。イヴェルセンは輸入需要あるいは輸出供給がかなり弾力的な所以を説く。すなわち、

(1) 個別的な商品につき、 p を価格、 q_d を需要量、 q_s を供給量、 e_d を国内需要の弾力性、 e_s を国内供給の弾力性、

E を輸入需要または輸出供給の弾力性として、
$$e_d = p \cdot \frac{\partial q_d}{\partial p}, \quad e_s = p \cdot \frac{\partial q_s}{\partial p}, \quad E = p \cdot \frac{\partial(q_s - q_d)}{\partial p}$$

$\therefore E = \frac{e_d q_s - e_s q_d}{q_s - q_d}$ すま $e_s < 0$ すなわち供給曲線が正に傾斜すると仮定すれば、輸入需要あるいは輸出供給の弾

力性はそれぞれ国内需要あるいは国内供給の弾力性よりもヨリ弾力的である。その証明をイヴェルセンは示していないが、輸入需要の場合 $q_s - q_d < 0$ であるから、 $E - e_d = \frac{e_d q_s - e_s q_d}{q_s - q_d} - \frac{e_d q_s - e_s q_d}{q_s - q_d} < 0$ が確かめられ、輸出供給の

場合も同様に、 $q_1 - q_2 > 0$ より $E - e_2 > 0$ が確かめられる。

(2) 集計的輸入需要あるいは集計的輸出供給の弾力性はそれぞれ個別商品の輸入需要あるいは輸出供給の弾力性よりも高いことが認められる。たとえば交易条件が一国にとって不利化すれば、従前の輸出財の追加的輸出のみならず、準国際品または国内品から新しく輸出品に参加するであろうからである。

(3) 第三国が存在すれば、ある特定国の交易条件が僅かでも下落すれば、借入国のみならず世界の需要がこの国に集中するから特定国商品の外国需要の弾力性は二国の場合よりも高いであろう。

(4) 輸出業者の販売努力も弾力性と関係がある。たとえば国内品産業の衰退はヨリ多くの努力と資本とを外国市場の開発に捧げるであろうから、輸出価格を余り下げることなく輸出の増加を果たすことができよう。¹¹¹

(1) Iversen, *Ibid.*, Chap. XII, pp. 484~512.

(2) *Ibid.*, pp. 467~70. この設例は松井栄一「いわゆる近代的トランスファー理論について」国民経済雑誌第七二巻第五号、四四―五頁。および田中金司、金本位制の回顧と展望、昭和二六年、一〇四―五頁。にも引用されている。

(3) *Ibid.*, pp. 461~3.

(4) *Ibid.*, pp. 475~6. 国際品とは金、原材料、未加工食料品、海運サービスのように、組織的な世界的市場が存在し、その価格は輸送費と関税以上に開くことほとんどないものであり、準国際品とは多くの製造品がこれに属し、通常地方的嗜好に適するもので、組織的な市場を欠き売手と買手の個人的接触で取引されるから価格は僅かな質的相違や輸送費から予想される以上に開くことが多い。保険会社や証券会社その他多くのサービスもこの部類に属している。国内品とは、生鮮品、嵩高品、固定設備などのようにその性質上国際貿易に参加しないものである。

(5) *Ibid.*, p. 481. イヴェルセンは国内品産業と輸出品産業の要素結合割合が似ているほど交易条件は資本輸入国に有利となりやちよと述べる。*(Ibid.*, p. 511)

(6) *Ibid.*, pp. 482~3. この場合に交易条件は貸付国に不利化する蓋然性があると言う。輸出品はその輸出国民にとっては外国人にとってよりもヨリ支払手段としてのすなわち貨幣の性質(限界効用不変)に近い。したがって貸付国の出超は、貸

購買力移転説（木村）

五〇

付国民の貿易意欲よりも外国人の貿易意欲をヨリ多く減じ交易条件を貸付国に不利化する傾向をもつからである。(Ibid, P.496) この推論をインヴェルセンは Pigou and Robertson: "The "Transfer Problem" in Economic Essays and Addresses, 1931 に負うてゐる。

- (7) Ibid, P.469.
- (8) Ibid, PP.513~4.
- (9) Ibid, PP.523~5.
- (10) Ibid, PP.488~9.
- (11) Ibid, PP.492~5.